

exCell サービス利用規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社セルート（以下「当社」といいます）が提供する exCell サービス（以下「本サービス」といいます）の利用についての諸条件を定めるものです。利用者は、本規約に同意のうえ本サービスを利用するものとします。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、細胞、検体、治験薬の研究用サンプル等（以下「貨物」といいます）を海外へ配達するために必要となる作業及び手続きを代行するサービスです。サービスの内容は以下のとおりです。

- （1）送り状、インボイス等の書類作成
- （2）貨物の梱包、集荷、日本国内の運送
- （3）国際貨物輸送会社（FedEx 社）への運送取次
- （4）前各号に付帯する一切の業務

第2条（利用契約の締結）

1. 本サービスの利用を希望する場合は、exCell サービス申込書（以下「申込書」といいます）を記入のうえ、集荷希望日の1週間前までに、当社所定のメールアドレスに申込書を送付することにより申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対し、当社が承諾する旨のメールを利用者に発信した時をもって、本サービスの利用契約が成立するものとします。
3. 本サービスの利用契約の成立は、利用者が、前条各号に掲げるすべての過程を当社に委任したことを意味します。当社は、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを提供します。

第3条（運送条件）

1. 本サービスの対象は、研究サンプルとして用いられる生体由来の試料またはそれに類するものであって、非感染性またはUN3373（カテゴリーB）に該当するものに限りません。
2. 利用者は、当社に対し、前項に該当しない貨物の引受依頼をしないものとします。
3. 貨物のサイズ及び梱包方法並びに配達可能な国・地域は、当社が別途定めるとおりとします。
4. 輸出入の主体は利用者であり、通関その他の輸出入行為に対して利用者が第一義的な責任を負います。利用者は、貨物が輸出入国の法令等に抵触しないことを確認したうえで、本サービスを利用するものとします。
5. 利用者は、配達先における貨物の受領義務を負うものとします。利用者（配達先の担当者を含む）が貨物を受領しないことにより当社に損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償するものとします。また、利用者が受領できなかったことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
6. 貨物の異臭その他異常があると当社が判断した場合、当社は、利用者へ事前の通知をすることなく、貨物の移動その他必要な処分をすることができるものとします。この処分に要する費用は利用者の負担とします。

第4条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、御見積書により事前に提示した金額とします。なお、利用料金は以下の項目によって構成さ

れます。

- (1) FedEx 社の運送料金
- (2) FedEx 社の燃油割増料 (<https://www.fedex.com/ja-jp/shipping/surcharges.html>)
- (3) 梱包または保冷資材費用
- (4) 当社の運送料金
- (5) 運送取次にかかる手数料
- (6) その他必要な費用

2. 利用者は、オプションとして温度ロガーを利用することができます。料金は1個につき2万円とします。
3. 利用者は、前2項の料金のほか、関税その他の諸税を負担するものとします。なお、関税等の納付は FedEx 社が行います。

第5条（利用料金の支払）

1. 当社は、利用料金、オプション料金及び関税等の総額（以下「利用料金等」といいます）を貨物の配達完了日が属する月の末日で締切り、当該締切日から1週間以内に請求書を送付します。
2. 利用者は、請求書受領日が属する月の末日までに、利用料金等を当社指定の銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
3. 当社は、利用者から受領した利用料金の中から、利用者に代わって FedEx 社へ運送料金等を支払います。

第6条（キャンセル）

1. 利用契約成立後のキャンセルは、確定した集荷日の1週間前までの連絡で無料とします。確定した集荷日の1週間前以降にキャンセルした場合、利用者は御見積書に定めるキャンセル料金を支払うものとします。
2. 集荷担当者が貨物の引取りに訪問した際に、利用者（引取先の担当者を含む）が15分を超えても対応（担当者不在等）しない場合、当社は、利用者がキャンセルしたものとみなすことができるものとします。

第7条（運送取次）

1. 利用者は、当社に対し、あらかじめ、利用者の名義で運送契約を締結する権限を付与するものとします。
2. 前項に基づき、当社は、FedEx 社との間で運送契約を締結します。貨物の運送及び通関手続きは FedEx 社が行います。
3. 当社は、FedEx 社との運送契約の当事者とはならず、事故による貨物の滅失、毀損、延着その他運送に関して利用者が被った損害について責任を負いません。貨物に対する補償、その他輸送に関する条件は FedEx 社の約款に基づきますので、そちらをご確認ください。 (http://images.fedex.com/downloads/jp/scc/jp_scc.pdf)
4. 利用者は、当社に対し、あらかじめ、利用者を代理して、貨物事故に関する FedEx 社へのクレームの申し立て、賠償金等の請求及び受領をする権限を付与するものとします。当社は、FedEx 社から受領した賠償金等を利用者の銀行口座に振り込む方法により、当該賠償金等を引渡すものとします。

第8条（当社による運送）

1. 当社は、FedEx 社に引渡すまでの日本国内の運送を行う場合があります。当社が貨物を集荷した時から FedEx 社に

貨物を引渡した時までには生じた事故については、前条第3項は適用しないものとし、当社が、当社の運送約款に基づき責任を負います。

2. 当社が損害賠償責任を負う場合、その責任限度額は30万円とします。
3. 当社の運送約款と本規約の内容が異なる場合、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第9条（非保証・免責）

1. 当社は、利用者から提供された情報をもとに出荷書類等の作成を行います。通関を保証するものではありません。
2. 当社は、利用者の希望に応じて保冷資材を貨物に同梱しますが、貨物の温度が一定に保たれることを保証するものではありません。
3. 空港での保安検査において、貨物の開披またはX線照射による検査が行われることがあります。当社は、これによる貨物への影響がないことについて保証するものではありません。
4. 当社は、貨物の性質による破損・変質、天災地変、輸送機関等の事故、労働争議、法令または公権力等の発動による荷物の没収、開封等の不可抗力により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 前各項のほか本規約に別段の定めがある場合を除き、当社は本サービスに関して利用者が被った損害について一切の責任を負いません。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当社に対し、次の各号の事項を表明し、かつ将来にわたっても確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、本サービスを利用するものではないこと
 - (3) 反社会的勢力を利用し、また利用していると認められる関係を有しないこと
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
 - (5) 法的責任を超えた不当な要求行為、暴力的な要求行為を行わないこと
 - (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行わないこと
2. 当社は、利用者が前項に反すると判断した場合、本サービスの提供を停止し、利用契約を解除することができるものとします。当社は、これにより利用者が被った損害について一切の責任を負いません。

第11条（損害賠償）

利用者は、本規約に違反したことにより当社または第三者に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負うものとします。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本サービスの利用にかかる権利義務を第三者に譲渡、貸与等をしてはならないものとします。

第 1 3 条（個人情報の取扱い）

本サービスにおける個人情報の取扱いについては、当社が Web ページで公開している「個人情報の取扱いについて」
(<https://www.saroute.co.jp/privacy.html>) によります。

第 1 4 条（準拠法、管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスに関して当社と利用者との間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を
第一審の専属的合意管轄裁判所とします。